



2007年4月4日

各 位

会 社 名 イオンクレジットサービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森 美樹  
(証券コード 8570)  
問合せ先 人事総務統括部長 山田 進  
電話番号 (03) 5281 - 3373

### 取締役に対する株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、2007年4月4日開催の取締役会において、会社法第236条および第238条の規定に基づき、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行に関する議案を、2007年5月15日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 新株予約権を発行する理由

当社は、取締役報酬制度の改定に伴い、すでに廃止した役員退職慰労金制度に変わる新たな制度として、取締役に対する報酬等と当社の業績、株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇のメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的として、以下に記載の通り行使に際して払い込みをなすべき金額を1株当たり1円とする新株予約権を無償で発行する株式報酬型ストックオプションを導入することといたします。

なお、本議案の承認可決後は、株主総会においてご承認いただいた個数・金額の範囲内で毎年、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役会の決議により株式報酬型ストックオプションを当社の取締役に対して割り当てる予定です。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の個数 200個を1年間の上限とする。

目的たる株式 当社普通株式 20,000株を1年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株とする。

なお、当社が株式分割、株式併合、合併、会社分割を行う場合等、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の発行日および発行価額

各新株予約権の発行日は毎年4月21日（土曜日、休日の場合は翌営業日）とする。

各新株予約権は、各期における定時株主総会に近接する取締役会において、上記(1)の範囲内で1年以内に発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限数を定め、当該定時株主総会の開催日に属する当社の事業年度における業績を勘案して取締役会決議により、発行日において各取締役に対して割り当てるものとする。

各新株予約権は発行日における公正価値により発行するものとし、まず当該新株予約権の公正価値に相当する報酬請求権（ただし、取締役会の指定した新株予約権の払込債務のみに充当することができる旨の条件付）を各取締役に付与することとし、次に、この報酬請求権と新株予約権の払込債務との相殺によって、各取締役に新株予約権を取得させる。

(3) 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

ただし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円を調整後の株式数で除した金額とする。

(4) 新株予約権を行使できる期間

各新株予約権の発行日より1箇月経過した日から15年間とする。

(5) その他新株予約権行使の条件

新株予約権を割り当てられた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間であっても上記(5)ただし書の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

新株予約権者が、法令または当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、競業会社の役員、使用人に就任または就任することを承諾した場合等、取締役会で決議した場合には、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。

(7) 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者および次の(8)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

(8) 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

(10) その他の事項(上記(1)から(9)におけるその他の事項を含む)

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

以 上